

届出・申請方法について

環境保全・公害に関する手続きに関しまして、下表のとおり電子メール等で受付を行います。なお、引き続き窓口での受付も行っています。

	提出方法	訂正方法	副本受取方法
特定建設作業実施届出書	・豊中市 電子申込システム	・添付資料以外については、豊中市 電子申込システムによる修正が可能。 ・添付資料の訂正時は再提出が必要。	・副本の返却なし。 ・申込画面入力後に届出書の印刷が可能。
大気関係	・郵送 (副本の受取用に、返信用封筒を同封してください。) ・電子メール	・郵送による修正資料の送付。 ・電子メールによる修正資料の送付。	・返信用封筒にて返送。 ・電子メールによる返送。
水質関係			
騒音・振動関係			
土壌関係			
ダイオキシン類対策特別措置法			
アスベスト関係			
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律			
携帯電話中継基地局設置届出書	・電子システム (PRTR 届出システム・豊中市電子申込システム) ・郵送 ・電子メール	・電子システムによる修正資料の送付。 ・郵送、電子メールによる修正資料の送付。	
PRTR・化学物質関係			

【留意事項等】

- ・電子申込システムの申請日は、開庁日のみ入力が可能です。閉庁日にシステム入力する際は、次開庁日を申請日として入力してください。
- ・郵送は到着日を、電子メールは受信日を届出日とします。なお、到着日または受信日が閉庁日の場合は、次開庁日を届出日とします。(郵送による提出期日までの到着が難しい場合は、環境指導課に電話でご連絡のうえ、電子メールにて届出書・申請書等の表紙を先行してお送りください。)
- ・図面等を添付した電子メールは、容量の大きさにより受信できない場合があります。その場合は郵送をお願いすることがあります。
- ・その他、問合せ・ご相談等につきましては、電話、電子メール等にて環境部環境指導課環境保全係までご連絡をお願いします。

環境部 環境指導課 環境保全係
〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1
TEL:06-6858-2105 FAX:06-6842-2802
MAIL:kanhozen@city.toyonaka.osaka.jp